



青色申告会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

さあ、確定申告のご準備を！

当会では、来年2月1日（月）から確定申告指導会場を、青色会館3階に開設します。

確定申告は所得税だけでなく、住民税や健康保険にも直接関係しておりますので、今の内から準備をすることが節税にも繋がります。

個人事業主の皆さまへ

事業所得・不動産所得のある方は27年1月から12月までの売上及び必要経費（仕入れ・外注費・給与・消耗品等）を項目ごとに集計して決算書を作成しますので、仕訳・記帳等の準備をお願いします。

また、決算書の作成に当たっての注意点としては
①収入の漏れはないか
②事業ではない私用の分を経費から除外しているか
③減価償却の計算は正しい

来年の確定申告は優先で！

正会員限定

12月の決算準備指導会に来て、確定申告指導を優先利用しよう

決算準備指導会は、減価償却費の計算・記帳の確認など、事前に申告準備をしておくための個別指導会です。記帳上の問題をこの指導会で解決し、事業や不動産の決算書がある程度まで作成できた方には、確定

か等があります。

左記の決算準備指導会では、経験豊富なスタッフがあなたの事業の決算準備の指導をいたします。是非ご利用ください。

なお、青色申請を出されている方は、65万円の控除（事業的規模の方が複式簿記で記帳した場合）又は10万円の控除が受けられます。

◆e-Tax（電子申告・納税システム）は、市や町で住基カード（電子証明書付）を作成してご来場頂ければ、計算や入力等、当会職員がお手伝いさせて頂きます。

◆指導会場では、医療費控除等を受ける給与所得者・年金受給者の申告指導もお手伝いさせていただきます。
◆医療費控除を受ける方は、生計を一にする配偶者その他親族全員分の領収書を合

決算準備指導会

- 12月1日（火）～11日（金）
※土日除く
9時～16時の間でお一人50分程度
- 完全予約制
- 青色会館1階
（小田原市本町2-3-24）

ご予約・お問合せ 事業課0465-24-2614

ご持参
① 帳簿、月別集計表など
② 過去2年分の決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控
③ 今年購入した10万円以上の資産（リースを含む）の金額や内容がわかる書類

個人番号カードの取得が義務付けられるのですか？
個人番号カードは申請により市町村長が交付するこ

マイナンバー Q&A



としており、カードの取得は義務ではありません。しかしながら、個人番号カードは、各種手続きにおけるマイナンバー（個人番号）の確認及び本人確認の手段として用いられるなど、国民生活の利便性の向上に資するものです。政府としては、できるだけ多くの皆様に取得していただきたと考えています。

もし、マイナンバーが漏えいしたら、なりすましされて悪用されるのではないですか？
マイナンバーを使って社会保障や税などの手続きを行う際には、個人番号カ

マイナンバーを使って社会保障や税などの手続きを行う際には、個人番号カ

平成27年新たに住宅ローンをご利用の皆様

確定申告により税金の還付を受けられる場合があります。

日時／平成28年1月16日（土曜日）
午前10時 開始（約90分）
場所／青色会館3階大ホール
定員／60名（先着順）
講師／税理士（東京地方税理士会小田原支部）
申込／公益社団法人小田原青色申告会
0465-24-2614（税金セミナー係）

- ①お申し込み時に、お名前、ご住所、お電話番号をお聞きますが、頂いた個人情報は予約の管理など本事業のためのご連絡以外の目的には使用いたしません。
- ②参加費はかかりません。なお、駐車場は手扶のため、車で越しの皆様は、近隣の有料駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※平成27年中に新たに住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入（中古住宅含む）・増改築をした場合、一定の要件を満たすことで、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

記帳個別指導会を開催！

開業予定の方や記帳等に不安のある方はどなたでもお気軽にお越しください。予約は必要ありませんが、お客様が重なってしまった場合には少しお待ち頂くこともございます。

開催期間

12月7日（月）～11日（金）

当日ご持参いただくもの

- ①実際に使用されている帳面等、参考になるもの
- ②平成26年度確定申告書・決算書の控え（ある方のみ）

時間 9時～17時 場所 青色会館1階

知りたい！記帳のこと



開業したい！

開業したい！

公益社団法人 小田原青色申告会 年末年始のお知らせ

年末 平成27年 12月28日（月）17時まで
年始 平成28年 1月4日（月）9時から

12月は会費の納入月です

引き落とし日は12月14日（月）となります。

口座の残高をご確認ください。口座の引き落とし手続きがお済みでない方は、お手続きをお願い致します。



マイナンバー（個人番号）をもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することとはなく、そこから個人情報などがまとめて漏れるようなこともありません。
※平成27年10月2日現在「内閣官房ホームページ」より一部転載

会員の皆様へ